

支援行動計画〔後期計画〕

子どもの成長と子育てを 地域のみんなで支えあうまち南部

か年間の前期行動計画を策定し、子育て支援対策の充実、推進に努めてきました。

本計画は、平成17年度に策定した「南部町次世代育成支援行動計画」の後期行動計画で、平成22年度を始期として、平成26年度を目標とする5か年計画であり、今後更なる子育て支援対策の充実・推進を行っていくこととなりました。

主 計 画 の 柱	施 策 項 目	事 業 名	第1章 地域における子育ての支援				
			第2章 子どもと親の健康づくり		第3章 子どもが健やかに育つ環境整備		
一、地域における子育て支援サービスの充実	二、保育・幼児教育の充実	三、子育て支援ネットワークづくり	四、児童の健全育成	一、子どもや母親の健康の確保	二、食育の推進	三、思春期保健対策の充実	四、小児医療の充実
児童家庭相談、地域子育て支援センター事業、子育て交流事業、子育てサークルの支援、図書館事業等	世代間交流事業、一時保育、延長保育、保育所の整備充実、幼保連携促進事業等	子育て支援「一デイネーター養成事業、子育てネットワークの形成、保育所の園庭開放、遊び・学ぶ子育て教室開催事業等	放課後こども教室推進事業、放課後児童健全育成事業、児童館事業、総合型地域スポーツクラブ、不登校問題研修会、子ども110番の家設置等	新生児訪問、乳幼児健診、健康相談、妊娠健診、離乳食教室、っこりの相談、養育支援訪問事業等	保育所・幼稚園独自の食育推進事業、妊娠教室（栄養）、幼児おやつづくり教室、乳幼児健診における栄養指導等	健康授業、スクールカウンセラー、心の教室相談員、思春期体験学習（赤ちゃんふれあい体験）等	小児救急医療体制の充実や周知、小児医療の確保等
四、子どもを取り巻く有害環境対策の推進	三、家庭や地域の教育力の向上	二、学校の教育環境等の整備	一、次代の親の育成	四、小児医療の充実	三、思春期保健対策の充実	二、食育の推進	一、子どもや母親の健康の確保
街頭補導活動、青少年カウンセラー、青少年育成町民会議等	子育てネットワークの形成（再掲）、少くとも高齢者への交流推進事業、スポーツ少年団の育成、子供会活動等	学校経営計画、地域総合学習事業、学校統合の検討、体験が身近な地域住民から聞ける体制づくり、学校施設整備事業等	福祉体験、育児体験等	小児救急医療体制の充実や周知、小児医療の確保等	小児救急医療体制の充実や周知、小児医療の確保等	新規事業、乳幼児健診、健康相談、妊娠健診、離乳食教室、っこりの相談、養育支援訪問事業等	新生児訪問、乳幼児健診、健康相談、妊娠健診、離乳食教室、っこりの相談、養育支援訪問事業等

南部町次世代育成

南部町では、本町が進めていくべき次世代育成支援対策の目標や方向性を示した次のような内容を柱とした計画により、各種子育て支援施策を推進していきます。

計画基本理念

政府は、急激な少子化傾向に依然として歯止めがかかる実態を重く受け止め、緊急対策として、次世代育成支援推進法を平成15年7月16日に制定しました。この中で地方公共団体、公的施設、一般事業所に至るまで、次世代育成支援行動計画を策定することが義務づけられました。

これを受け本町でも次世代育成支援対策推進協議会を設置し、平成17年度から平成21度までの5

第8章 結婚に向けた 環境の整備	第7章 支援を必要とする 方への取り組み		第6章 子どもの安全を守る		第5章 子育てと仕事の 両立支援	第4章 子育てにやさしい 生活環境の整備
一、結婚に向けた環境の整備	三、障害者施策の充実	二、母子家庭等の自立支援の推進	一、児童虐待防止対策の充実	三、被害に遭つた子どもの保護の推進 二、子どもを犯罪等の被害から守るために活動の推進 一、子どもの交通安全を確保するための活動の推進	四、仕事と子育ての両立の推進 一、子どもの交通安全を確保するための活動の推進 二、子どもを犯罪等の被害から守るために活動の推進 三、被害に遭つた子どもの保護の推進	三、多様な働き方の実現 一、子育てと仕事の両立の推進 四、仕事と子育ての両立の推進 一、子どもの交通安全を確保するための活動の推進 二、子どもを犯罪等の被害から守るために活動の推進 三、被害に遭つた子どもの保護の推進
結婚祝い金・出産祝い金、結婚相談、ふれあいパーティー、子育てハンドブックの配布等	乳幼児健診(再掲)、心理判定員の保育所・幼稚園巡回相談、「特別支援教育」等地区指定による協議会開催や研修の実施、療育体制の充実等	自立支援教育訓練給付金事業、母子寡婦福祉資金の貸付、母子寡婦福祉団体への支援、母子家庭に対する就職相談、情報誌の配布、ひとり親家庭医療費助成等	要保護児童地域対策協議会、児童家庭相談(再掲)等 児童家庭相談(再掲)、スクールカウンセラーによる指導(再掲)、いろの相談(再掲)	交通安全教室、子ども交通安全協議会、乳幼児事故防止教室等 放課後児童健全育成事業(再掲)、一時保育(再掲)、延長保育(再掲)、スクール・サポート・センター事業等	企業・事業所に対する意識啓発、育児休業制度等の各種制度の普及啓発、各種講座による就労環境改善の奨励、事業所内保育施設の普及促進等	ゆとりある住宅の情報提供、町営住宅の多子世帯の優先入居、宅地分譲地の供給等 公共建築物・民間建築物のバリアフリー化、防犯灯の増設、道路改良に伴う歩道の整備等